

平成29年 2 月

京都地方税機構議会定例会会議録

平成29年 2 月 京都地方税機構議会定例会会議録目次

会期 1 日間（平成29年 2 月26日）

○ 第 1 号（2月26日）

1	出席議員氏名	3
1	欠席議員氏名	4
1	議事日程	4
○	田中議長開会宣告	5
1	議員異動報告	5
1	議席の指定	5
1	会議録署名議員の指名	5
1	会期決定の件	5
1	第 5 号議案	5
1	第 5 号議案、同意	6
1	第 1 号議案から第 4 号議案	
○	山崎広域連合長の提案理由説明	6
1	一般質問	
○	芦田真弘議員の質問及び山崎広域連合長及び樋口業務課長の答弁	7
○	山崎恭一議員の質問並びに中西事務局長及び河田事務局次長兼総務課長兼会計管理者及び樋口業務課長の答弁	10
○	丹野直次議員の質問並びに中西事務局長及び小谷法人税務課長の答弁	19
○	小原明大議員の質問並びに中西事務局長及び樋口業務課長の答弁	23
○	光永敦彦議員の質問並びに中西事務局長の答弁	31
1	第 1 号議案から第 4 号議案（質疑・討論・採決）	
○	山崎恭一議員の討論	36
○	小泉満議員の討論	37
1	第 1 号議案から第 4 号議案、可決	38
○	田中議長閉会宣告	39

○ 上 程 議 案

議案番号	件 名	議 決 結 果
第 1 号	平成29年度京都地方税機構一般会計予算	原 案 可 決
第 2 号	平成28年度京都地方税機構一般会計補正予算（第 1 号）	原 案 可 決
第 3 号	京都地方税機構第 2 次広域計画変更の件	原 案 可 決
第 4 号	京都地方税機構職員定数条例等の一部改正の件	原 案 可 決
第 5 号	監査委員の選任について同意を求める件	同 意

平成28年2月京都地方税機構議会定例会会議録第1号

平成29年2月26日（日）午後2時00分開会

○出席議員（30名）

田	中	英	夫	君
石	田	宗	久	君
中	川	貴	由	君
光	永	敦	彦	君
田	中	健	志	君
林		正	樹	君
芦	田	眞	弘	君
岸	田	圭一郎		君
高	倉	武	夫	君
山	崎	恭	一	君
真	田	敦	史	君
北	仲		篤	君
湊		泰	孝	君
土	居	一	豊	君
丹	野	直	次	君
小	原	明	大	君
田	島	祥	充	君
谷	口	雅	昭	君
小	中		昭	君
島	野		均	君
小	泉		満	君
松	尾		憲	君
西	島	寛	道	君
原	田	周	一	君
松	本	俊	清	君
岡	田	泰	正	君
安	宅	吉	昭	君
徳	谷	契	次	君
山	下	靖	夫	君
和	田	義	清	君

○欠席議員（2名）

米澤修司君
勢旗毅君

○議会事務局

議会事務局長

北村 さゆり

○地方自治法第121条の規定による出席要求理事者

広域連合長

山崎 善也

副広域連合長

河井 規子

副広域連合長

木村 要

副広域連合長

山内 修一

事務局長

中西 利信

事務局次長兼総務課長兼会計管理者

河田 政章

事務局業務課長

樋口 賢

事務局法人税務課長

小谷 幸

事務局業務課参事

谷 統一

事務局業務課参事

櫻井 直樹

事務局法人税務課参事

池田 正康

議事日程（第1号）平成29年2月26日（日）午後2時00分開議

第1 諸報告

第2 議席指定の件

第3 会議録署名議員指名の件

第4 会期決定の件

第5 第5号議案

第6 第1号議案から第4号議案まで（広域連合長説明）

第7 一般質問

第8 第1号議案から第4号議案まで（質疑・討論・採決）

以上

○議長（田中英夫君） これより平成29年2月京都地方税機構議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

日程に入ります第1「諸報告」。

まず、議員の異動報告を行います。今西久美子君、松本俊清君の議員の任期満了に伴い、笠置町議会から松本俊清君が引き続き選出され、宇治田原町議会から原田周一君が新たに選出されましたので、御報告申し上げます。

また、西口純生君、北村吉史君、佐戸仁志君から、一身上の都合により、機構議会議員を辞職したい旨の願い出がありましたので、これを許可いたしました。

これに伴い、亀岡市議会から湊泰孝君、大山崎町議会から小泉満君、伊根町議会から和田義清君が新たに選出されましたので、御報告いたします。

次に、監査委員から例月出納検査の結果報告7件及び定期監査結果報告が提出され、定期監査結果報告については事前に送付させていただきましたが、例月出納検査の結果報告は、本日、お手元に配布しておりますのでごらんおき願います。

最後に、出席要求理事者の報告であります。当局へ要求し、お手元に配布しておりますので御覧おき願います。

○議長（田中英夫君） 次に、日程第2「議席指定の件」を議題といたします。

お諮りいたします。今回選出された湊泰孝君ほか4名の議員の議席を、別紙お手元に配布の議席表のとおり指定いたしたいと思えます。

御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（田中英夫君） 御異議なしと認め、そのように決定いたします。

○議長（田中英夫君） 次に、日程第3「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第100条の規定により、私から、光永敦彦君及び小原明大君を指名いたします。

以上の御両君にお差し支えのある場合には、次の号数の議席の方をお願いいたします。

○議長（田中英夫君） 次に、日程第4「会期決定の件」を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日1日間といたしたいと思えます。

御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（田中英夫君）

御異議なしと認め、そのように決定いたします。

○議長（田中英夫君） 次に、日程第5、第5号議案「監査委員の選任について同意を求める件」を議題といたします。

議案を朗読させます。北村議会事務局長。

〔北村議会事務局長朗読〕

第5号議案

監査委員の選任について同意を求める件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第196条第1項の規定により、下記の者を監査委員に選任することについて同意されたい。

平成29年2月26日提出

京都地方税機構

広域連合長 山崎 善也

記

勢 旗 毅

○議長（田中英夫君） お諮りいたします。

ただいま議題となっております第5号議案については、提案理由の説明、質疑、討論を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（田中英夫君） 御異議なしと認め、直ちに採決いたします。

採決の方法は挙手によります。

それでは勢旗毅君の監査委員選任に同意することについて、賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（田中英夫君） 挙手全員であります。よって、勢旗毅君の監査委員選任に同意することに決定いたしました。

○議長（田中英夫君） 次に、日程第6「第1号議案から第4号議案まで」の4件を一括議題といたします。

広域連合長から提案理由の説明を求めます。山崎広域連合長。

○広域連合長（山崎善也君） 本日ここに、平成29年2月京都地方税機構議会定例会を招集させていただきましたところ、議員の皆様におかれましては御多忙の中、また日曜日にもかかわらず、御出席をいただき、誠にありがとうございます。

まずは構成団体の12月議会におきまして、懸案となっております自動車関係税申告書等受付事務の共同化に係る規約変更について御議決を賜ったところでございます。

これを受けまして、総務省に規約変更の申請をさせていただき、2月13日に許可をいただくことができましたことを御報告申し上げるとともに、あらためて御尽力いただきました皆様方にお礼を申し上げます。

それでは各議案につきまして、一括して順次、御説明を申し上げます。

まず、第1号議案「平成29年度京都地方税機構一般会計予算」につきまして御説明申し上げます。

本予算につきましては、滞納整理業務及び法人関係税課税事務、軽自動車税に係るデータ

化等の共同処理業務に加えまして、自動車関係税申告書等受付事務を本年4月から開始するに当たり、この業務執行に要する経費など課税事務共同化の推進に要する経費を計上しております。

来年度は、歳入歳出予算総額は21億6,982万円となっております。歳入は各構成団体からの負担金収入等でございます。

歳出の主なものは、各構成団体からの派遣職員の人件費負担金に15億1,875万円、業務運営費に6億5,107万円を計上しております。

次に、第2号議案「平成28年度京都地方税機構一般会計補正予算（第1号）」につきまして御説明を申し上げます。

補正予算の総額は、歳入歳出それぞれ3億6,228万円を増額し、予算総額を24億6,472万円とするものでございます。

今回の補正は、各構成団体からの派遣職員の人件費や業務運営費等につきまして、ほぼ最終的な見通しを得ましたので、年度末までの予算執行上必要なものを追加補正するものでございます。

次に、第3号議案「京都地方税機構第2次広域計画変更の件」について御説明申し上げます。先の自動車関係税申告書等受付事務に係る規約変更に伴い、当機構広域計画についても必要な変更を行うものであります。

次に、第4号議案「京都地方税機構職員定数条例等の一部改正の件」について御説明申し上げます。自動車関係税申告書等受付事務を本年4月から業務執行するに当たり、既存の関係条例について所要の改正を行うものでございます。

以上のとおり提案いたしますので、よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（田中英夫君） 次に、日程第7「一般質問」を行います。

通告により、順次発言を許します。

まず、芦田眞弘君に発言を許します。芦田眞弘君。

〔芦田眞弘君登壇〕

○芦田眞弘君 失礼いたします。福知山市議会選出の芦田眞弘でございます。

先に通告をしております項目に従いまして、一括で質問をさせていただきます。2項目4点の質問を行います。

初めに、この京都地方税機構は、その設立目的である公平・公正な税業務の推進や納税者の利便性の向上という観点から、着実に成果をあげてきておられるものと感じております。

我が福知山市におきましても、共同化前の平成21年度と平成27年度を比較しますと、一般税の徴収率は93.9%から97.5%と3.6ポイント上昇し、とりわけ滞納繰越分については18.4%から27.7%と9.3ポイント上昇しております。

また国民健康保険料につきましても同様に、78.5%であったものが86.7%と8.2ポイントの上昇、滞納繰越分においては14.8%から33.5%となり、18.7ポイント増と大幅な上昇となっております。市にとって大変貴重な自主財源である税収確保に大きな成果が現れているところであります。

徴収業務の執行状況については、本議会でもさまざまな意見が述べられてきておりますが、これまでから連合長は徴収業務に当たっての基本的な考え方として、「当機構の徴収業務基本方針に基づき、公平・公正な業務執行は税務行政の基本であり、徴収業務においても、他の納税者との公平性を欠くことのないように行うとともに納付資力があるのに納税しない方には厳正に対応していく」との答弁がなされているところでございます。

私も、そのとおりであると強く感じているところであります。大多数の住民の皆さんが定められた期限までになんとかやりくりをして税金を納付されているなかで、この方たちの信頼を失することのないよう滞納案件については法令に基づいて厳格に対応していくことが、住民の信頼に応えることにならうかと考えております。

そこでお聞きをいたします。今年度12月末の徴収業務の取組状況がどのようになっているのかをまずお聞かせください。あわせて納期限内に納めた方との公平性を確保する意味合いもある「延滞金」の徴収状況についてもお聞かせください。

次に、課税の共同化についてお聞きいたします。税機構については、課税から徴収までの税業務の共同化を目指し、まず、徴収業務から開始し、平成24年度からは法人関係税の課税事務が開始され、また昨年4月の軽自動車税申告書等のデータ化の開始に引き続き、本議会においても本年4月からの自動車関係税受付事務の共同化に向けた広域計画の変更議案が上程されているところであります。課税事務の共同化に向けて、着実に業務の拡大を進めるとともに、個人関係税や資産関係税の共同化についても検討されていると伺っているところであります。

個人関係税については、一昨年議会で「共同化の前提となる事務の標準化や効率化を図るため、平成26年度に申告支援システムを導入し、25市町村のうち13の団体が先行して運用を開始した」との答弁がありました。例年、年明けから納税通知書が発送されるまでの約半年間、新年度課税に向けて大変な御苦勞をされている各市町村の実務担当の職員から、概ねよい評価を受けられたということをお伺いし、個人関係税の課税事務共同化を進めるためには有効なシステムであると感じているところであります。

そこで、申告支援システムについて、その後の事業展開を踏まえて、現在どのような運用状況となっているのかお聞かせください。

また、固定資産税についても課税事務の共同化のための検討が行われているとお聞きをしているところでございますが、現在の進捗状況をお聞かせ願います。

○議長（田中英夫君） 山崎連合長。

〔広域連合長山崎善也君登壇〕

○広域連合長（山崎善也君） それでは芦田眞弘議員のご質問にお答えさせていただきます。

まず、徴収業務の取組状況及び延滞金の徴収状況についてでございます。

当機構は税の徴収業務と課税事務の共同化を行うことによって、納税者の利便性向上を図るとともに、公平・公正な税務行政の推進を図ることを目的として設立されたものでございます。

徴収業務につきましては、共同化前は各市町村が独自に滞納整理を行う中で、体制上の問題や滞納整理のノウハウの蓄積が十分でない等、必ずしも厳格・適正な滞納処分や延滞金の

徴収が十分でない状況が散見されておりました。

機構においては、「徴収業務基本方針」に基づき、納めたくても納められない方と納められるのに納めない方を見極め、納められない方には個別の事情を十分把握し、法に定められた緩和措置の適用を含めて対応し、納めない方には厳正な処分を行うなど、公平・公正な税務行政を進め、納税者の理解と信頼を得ることに取り組んできたところであります。

そうした取組みの結果、構成団体の納期内納付の取組みとも相まって、機構への移管額も年々減らすことができ、平成27年度の移管額は203億9,300万円と共同化開始当初の平成22年度と比べ89億2,600万円の減少となっております。

各構成団体の徴収率におきましても、一般税の各市町村の平均が平成21年度の93.2%から平成27年度は96.6%と3.4ポイントの上昇、京都府においても97.2%から98.5%と1.3ポイント上昇しております。

また、移管を受けている団体の国民健康保険税・保険料の徴収率の平均につきましても同様に、75.3%から82.8%と7.5ポイントの上昇となっております。

お尋ねの今年度の12月末の徴収業務の取組状況であります。移管額は現年分及び滞納繰越分合わせて166億7,000万円であり、これに対する収納額は64億1,100万円となっております。収納率は38.5%と前年同期に比べ2.5ポイント、また平成22年度と比べ14.1ポイント上昇しており、着実な成果が上がってきているものでございます。

同じく12月末までに滞納処分により税金へ充当した額は、4億9,100万円と前年同期比で4,700万円の減少となっております。滞納処分により強制的に徴収いたしました額が収納額に占める割合も減少傾向にあり、自主的な納税が増加してきているものと考えております。

次に、延滞金の徴収状況についてでございますが、そもそも延滞金は、租税債権の納期限内における適正な実現を担保し、併せて納期限内に納付された納税者との均衡を図るための制度として設けられているものであります。

機構においては滞納者に対し、説明責任を果たすとともに、他の納税者との公平性を欠くことのないよう適正な徴収を行ってきた結果、一般税分で平成21年度が5億400万円であったものが、平成27年度においては8億3,700万円と、3億3,300万円の増となっております。

今後も納税秩序の維持のため、納税者に対して新たな滞納を生み出さないよう構成団体と密接に連携し、納期内納付を強く推進していくとともに、納期限内に納付いただいている大多数の住民の皆さんの信頼を失することのないよう、公平・公正な徴収業務に努めてまいります。

次に、課税事務共同化につきまして、2点の御質問がございましたので、お答えいたします。

まず、一つ目の申告支援システムの現在の運用状況につきましては、構成団体市町村の25団体のうち、現在17団体が運用をしているということで、御質問にありました一昨年の13団体の状況から、2年間で4団体増加したところでございます。

来年度におきましても、2団体が運用開始に向け、準備を進めておられる状況でございます。

このシステムにつきましては、2月から3月にかけて各市町村で実施されております所得

税や住民税の申告受付におきまして、煩雑な事務処理を効率的に進めることができるなど、事務改善につながるシステムでございます。

運用団体から「超過勤務の削減につながった」とか、「手作業と比較し、人的なミスが減少した」などといった評価もいただいているところですが、事務処理の標準化を図るとともに、より利便性の高いシステムとなるよう、運用方法やシステムの機能の充実に向けた検討を行っているところでございます。

機構といたしましては、25の全ての市町村がこのシステムを運用していただくことが、個人関係税に係る課税事務共同化の第一段階と考えており、構成団体の事務担当者による検討を継続し、市町村との連携を深めながら、申告支援システムの充実と普及拡大に努め、個人関係税の課税事務共同化実現に向けて取組を進めてまいりたいと考えているところでございます。

二つ目の御質問の、固定資産税の課税事務共同化の推進状況につきましては、土地・家屋・償却資産について構成団体の実務担当者による会議を開催し、共同化する業務内容など検討を進めているところでございます。

課税事務の共同化を進めるためには、公平・公正な課税の推進、納税者利便の向上、事務の効率化など、共同化によるメリットが確保されることが前提でありますことから、引き続き構成団体との議論を深め、合意形成を図りながら、慎重に進めていきたいと考えているところでございます。

なお、固定資産税に係る課税事務共同化の詳細につきましては、事務局より答弁させていただきます。

○議長（田中英夫君） 樋口業務課長

〔業務課長樋口賢君登壇〕

○業務課長（樋口賢君） 固定資産税課税事務の共同化でございますが、課税の対象となります土地・家屋・償却資産に分けて検討を進めているところでございます。

このうち、償却資産につきましては、課税権の行使に関わらない事務を共同処理することを前提といたしまして、仮称でございますが償却資産申告センターを設置し、そこでプレ申告書の発送、申告書の受付、審査、データ化等の課税事務を共同処理する検討を進めているところでございます。最終的には、評価額や課税標準額の算定までの事務を共同化したいと考えているところでございます。

一方、土地・家屋につきましては、共同化する業務の範囲や執行体制等を確定するには、各構成団体の課税事務の実情をさらに詳細に調査し、分析する作業が必要であると判断しているところでございます。その進め方をどうするか、引き続き慎重に検討を行うこととしております。

その他、法務局の登記情報と各市町村の固定資産税課税データを連携し、法務局から提供されます登記済通知書の電子データを固定資産税の課税異動処理等に活用するシステムの導入や、このシステムを府税であります不動産取得税の課税事務に活用できないか等の検討も行っているところでございます。以上でございます。

○議長（田中英夫君） 次に、山崎恭一君に発言を許します。山崎恭一君。

〔山崎恭一君登壇〕

○山崎恭一君 宇治市議会選出の山崎恭一でございます。京都地方税機構議会2017年2月定例会における一般質問を行わせていただきます。

私は、連合長の説明の中にもありました当機構が効率性を保持していると言えるのかという問題が、機構の稼働によって、構成自治体の自主性、自立性が損なわれているという問題はないか、この2点についてお尋ねをしたいと思っています。

まず初めに、京都地方税機構の効率性についてお尋ねいたします。各事務所の土地、建物の賃借料、維持にはいくらかかっていますか。コンピューターシステムの開発経費や関連機器、ハード、ソフトのリース代は、それぞれいくらでしょうか。

○議長（田中英夫君） 河田事務局次長兼総務課長。

〔事務局次長兼総務課長河田政章君登壇〕

○事務局次長兼総務課長（河田政章君） 維持管理経費についての御質問でございますが、平成28年度の補正後の予算で見ますと、土地・建物にかかる経費につきましては4,593万円、維持管理費用が414万円、光熱水費が582万円、併せて5,589万円を見込んでおります。

また、システムに関しましては、維持管理に要する経費といたしまして3億1,309万円を見込んでいただいております。

○議長（田中英夫君） 山崎恭一君。

○山崎恭一君 概ね3億6,000万円ほどの事務所等の維持経費がかかっている。それぞれ構成自治体は既に市役所、町役場、村役場と持っているわけですから、それ以外に独自で事務所を持ち、維持するための経費がこれだけかかっているということだと思います。

「催告センターからのお知らせ」というものによりますと、これまで平日12時から20時までかけていた催告電話が、2016年度から一部土日にも催告電話を夕方までかけているんですね。かけるということになってはいますが、その意図はなんのでしょうか。また委託料はそれによって、変化をしているのでしょうか。

○議長（田中英夫君） 樋口業務課長。

〔業務課長樋口賢君登壇〕

○業務課長（樋口賢君） 催告センターにおきましては、少額の滞納案件の早期解決、また各地方事務所におけます事務負担の軽減などを図るために、催告文書の一斉発付、また滞納初期における電話による納付の呼びかけを実施しております。

平成24年度からは、電話催告につきましては民間委託をしております。夜間の実施もしております。

今年度28年度につきましては、通話率の向上を図るために、10月と12月に、土曜日、日曜日、計4日間、電話催告を実施したところでございます。

経費につきましては、移管件数の減少によりまして、架電の対象件数も減少していることから、平成27年度は928万円であったものが、平成28年度は880万円となっております。

以上でございます。

○議長（田中英夫君） 山崎恭一君。

○山崎恭一君 土曜日、日曜日の夜でも電話がかかってくる。このことについての評価は、

少し他の問題も総合的に含めて見ていく必要があるかなと思っております。

いま機構の実務的な維持経費にかかっている費用が3億6,000万円とおっしゃいましたが、もし今地方税機構が行っている事務で、機構がなくなったら市町村ではできないんだという業務はどのようなものがあるでしょうか。

○議長（田中英夫君） 樋口業務課長。

○業務課長（樋口賢君） 共同化以前は各市町村が独自に滞納整理を行う中で、体制上の問題や滞納整理のノウハウの蓄積が十分でないなど、必ずしも厳格・適正な滞納処分や延滞金の徴収が十分でない状況が散見されておりました。

機構におきましては、「徴収業務の基本方針」に基づきまして、納めたくても納められない方と、納められるのに納めない方を見極め、納められない方には個別の事情を十分把握し、法に定められた緩和措置の適用を含めて対応し、納めない方には厳正な処分を行うなど、公平・公正な税務行政を進め、納税者の御理解と信頼を得ることを基本に取り組んでおるところでございます。

機構の発足後は、市町村税と府税の相談窓口が一本化されておりますので、納税者の利便性の向上に寄与しておるものと考えております。

機構が行っておりまして、市町村で実施していないといった業務につきましては、催告センターからの一斉の文書催告、また電話の督促業務、インターネットの公売及びコンビニの収納などがあげられると思っております。

以上でございます。

○議長（田中英夫君） 山崎恭一君。

○山崎恭一君 要するに、機構ができていないことは、必ずしもそれまでの構成自治体では厳格にとおっしゃいましたが、無慈悲な徴収というのはなかなかやれなかったのを、やれるようになったとおっしゃっているように私には聞こえます。

それ以外の実際の実務でいうと、催告センターの一斉催告というのは1件当たり委託をするわけですから、件数にもよりますが、別に市町村でできないことでありません。

インターネット公売も、ヤフオクの中のいわば公的なオークションというベースですから、これも業者と提携をすればできることですが、そこに出すほど大量の差し押さえ物件があるかどうかというのは、市町村段階では、またこれは執行の姿勢とも係る問題であって、機構が胸を張って言えるような話でも別れないと思います。

コンビニ収納は、やっているところはいくつもあります。別に機構でなくてもできる。

つまり、機構がなければどうしてもできないというようなことはあまりないというように、僕は思っています。もっと本来ですと、全国にある機構と同じようなところでいうと、とても市町村では手に負えないような、悪質だとか広域の課税逃れについて、機構が頑張っ取ったんだと。そういう話がひょっとしたら聞けるかなと思ったんですが、どうも京都の機構ではそういうことはないようです。

また、機構の予算規模は21億円。構成自治体での負担金はその収入の全てですが、支出では派遣職員分として15億2,000万円。これは払っているというかたちになっているだけで、実際にお金が動いているわけでは機構の中ではないのだろうと思っております。ただ人

は機構の中に派遣しています。構成市町村にいれば他の業務を繁忙期に手伝ったり、また他の仕事を総合的に進めたり、他の、たとえば国保だとか水道だとか、福祉だとか、いろんなところと連携して総合的に仕事をするというチャンスはありますが、機構に來ている職員には単に徴税だけに特化した仕事になります。

そこで無慈悲な徴収を2年間なり、3年間なり経験をして、市町村へ戻ったと。そうしたらどんな影響が出るか。悪い影響は出やしないか。実は心配をしています。

機構は、こうした人件費の問題にも、私はいろいろ問題があると思っていますが、それ以外の問題でも、純粋に事務費としてざっと6億円ぐらいのお金がかかる。連合長の説明にもありました。

これによって、機構が徴税をしている額が80億円から90億円ぐらいかなと思われましょけれども、この額を、6億円かけて90億円を回収しているという構造では、ぼくはないと思っています。市町村でも頑張ればこれに近い額を集められる。

機構側の額が多いだらうという点は、概ね私もそうだと思いますが、これを全体でやって、6億円をかけて効率的かどうかというのは、厳密にいうと少し疑問があります。

こういった点で、機構の効率性という問題が、機械的にどんどん差し押さえをする、構成市町村ではとてもできないようなことをやっているという点に、最大の特徴がある。それを効率性と呼んでいいのかどうか。そういう疑問を引き続き実態を見ながら、これからも注視をしていきたいと思っています。

地方自治体の自立性と機構の業務の問題についてですが、機構2013年には年間1万件弱の滞納処分を行いました、その後、参加差押などは減少しています。機構が直接行う差押は、7,000件から8,000件で推移をして、今年度9月末実績では昨年より121件、機構がやっている差押は増えています。

移管件数は毎年10%ずつ減少してきている。それなのに差押件数は逆に増加をしている。その原因や実態はどのようなものでしょうか。

○議長（田中英夫君） 樋口業務課長。

○業務課長（樋口賢君） 平成28年9月末現在の機構への移管額は145億800万円になっておりまして、前年同期の158億2,600万円より13億1,800万円減少しておりますが、収納額は3,400万円の減少にとどまっておるという状況でございます。

差押件数につきましては、同様に9月末現在で3,377件と前年同期の3,256件より121件増加しておりますが、滞納者の個別事情を十分把握して、納めたくても納められない方と、納められるのに納めない方を十分見極めまして、適正な滞納整理を行った結果であるというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（田中英夫君） 山崎恭一君。

○山崎恭一君 私は、この数字の中に、たまたま通常の業務をやったらこういうようになってきたんだと、こういう御答弁のように思いますが、数字の推移というのはなにかしら、やはり原因があるんだと思うのです。

この数字が表している結果は、機構はますます差押に依拠していく。この性格を少しずつ

年ごとに強めてきている。これを表していると思います。

大部分が1件数万円程度の少額案件とっていい滞納について、これを8,000件も行う。納税者や住民の顔をあまり見ない。見ないですむような配置になっていますね。各自治体から派遣されている職員は、自分の出身自治体の住民には徴税業務をしない。顔の見えない、隣やよその自治体の人についてやる。こういうことになっている。

見なくてもすむ、回収専門の広域組織だから、容赦なく差押ができる。こうしたことは誇りや利点というよりは、大きな問題点につながるのではないかと。こんなふうに思っています。

厚生労働省は、1月23日に「厚生年金保険料等の換価の猶予の適用状況」というものを公表しました。これは職権による換価の猶予はないんですが、申請による換価の猶予が全国的にだいぶ出てきている。新しく制度ができたのだから当然なんですが、税機構では2016年4月以降に換価の猶予の申請を受け付けて、何件許可したのでしょうか。職権での猶予と、申請による猶予と、それぞれお答えください。

○議長（田中英夫君） 樋口業務課長。

○業務課長（樋口賢君） 現在のところ、申請によります換価猶予につきましては該当はございません。

職権におきます換価猶予につきましては、平成27年度で25人、今年度28年度につきましては20人において職権による換価猶予を行っております。以上でございます。

○議長（田中英夫君） 山崎恭一君。

○山崎恭一君 新しく制度ができていのに、申請による換価の猶予がゼロ件だ。これはどういうことでしょうか。

換価の猶予制度というのは、御存知のように、納税すると事業が継続できないとか、納税すると生活が成り立たなくなる、こういう状況の場合に徴税や差押を一定期間猶予するという制度で、課徴金もこの間はおかかりませんし、滞納という扱いからはずれません。先ほどなにかという機構の幹部の皆さんがおっしゃる、納めたくても納められない人だということになるわけです。

そういう意味では、その実績がゼロだということは、私は、この制度ができて、こういう場合に使えるんだ、こういう周知が大変弱いんじゃないかという疑いを持つんですが、どのように納税者、ないしは滞納をしている方にお知らせをしているのでしょうか。

○議長（田中英夫君） 樋口業務課長。

○業務課長（樋口賢君） 4月から改正されております申請によります換価猶予という制度でございますが、各地方事務所におきましての窓口にはチラシを配架いたしまして、住民から御相談があればいつでも対応できるようにしております。

また、住民の方から御相談があった場合に、適切な対応ができるよう職員研修を実施いたしまして、周知を徹底しているところでございます。以上でございます。

○議長（田中英夫君） 山崎恭一君。

○山崎恭一君 換価の猶予の問題では、職権による猶予はされているんですけども、これも2013年は182件、14年には84件、15年には56件と、半減まではいきませんが、かなり大幅に下がってきています。

換価の猶予というのを、実は機構では新しく制度ができて広がっているのに、実施件数が大幅に減ってきているということではないかと思えます。

私も、山城中部の事務所へ行って、そのチラシをいただいてきました。カウンターの上の箱の中に入っておりますので、まあ行けば、目に付けば手にとることはできるし、説明そのものも大変簡素ですけれどもわかりやすい説明が書いてあるというふうには思っています。

ただ、これは知らない人はやっぱり多いんだろうと思うんですね。いろいろ私どものところに、にっちもさっちも行かなくなって、えらいことになったとって御相談を受ける場合、そういう制度があるよと言って、「ああ、それ知ってる」と言った人はいままで1人もいませんでした。

ということは、例えばこれは催告用紙ですか、ここに小さい字でいっぱい注意書きが書いてあります。これは延滞金がつくとか、差押をするとか、期日までに納めなければとか、説明が書いてあって、これもなかなか見にくいんですが、例えばここに「納税することによって、事業が成り立たないとか、生活が成り立たないというときは、換価の猶予制度があります。詳しくはお問い合わせください」というような1行ないしは2行ぐらいの文章を入れて、ここに書いたら必ず見るかどうかわかりませんが、とにかく全対象者にお送りする。これは皆さん方はよくおっしゃる、納めたいのに納められない人なのか、納められるのに納めない人なのかを峻別し、保障していく重要な制度だというふうに思います。そういった周知のため、全滞納者に対して周知をする工夫をされるということはいかがでしょうか。

○議長（田中英夫君） 樋口業務課長。

○業務課長（樋口賢君） 現状の周知で、特に支障はないというふうに考えております。以上でございます。

○議長（田中英夫君） 山崎恭一君。

○山崎恭一君 しきり言うわりには冷たい返答ですね。1件もないんですよ、申請が。申請したけれどもだめだった、認められないという話は、まああったとしてもいい。申請そのものがゼロです。国の厚生年金だって、年間何十件もあるんですよ。

私は、これだけの差押をやっている機構で、誰も、1人も申請しないというのは、知らないからだというのが現実だと思いますよ。これで真剣に改善を図るべきだと思います。

でなければ、繰り返しおっしゃっている、納めたいけれども納められない人と、納められるのに納めない人と、きちっと区別しているなどという大言壮語はしないことです。それだけのことを言うなら、そのために必要な手当をもっと真剣にとるべきだというように思います。

自治体の本来のあり方との関係をお尋ねいたします。自ら収入を確保して、支出を決定するというのが自治体の本来のあり方です。独自財源では大幅に不足するなかで、国の助成金に頼るという現状の財政構造は、本当は健全だとは言えない。これは誰もが思っていることだと思います。

さらに、自治体が自ら課税や徴税をしなくなつては、自立した自治体と言えないのではないか。課税について共同化を検討されているとおっしゃいましたが、これを進めていけば、自治体の本質的な性格が大きく崩れていくということにならないでしょうか。

○議長（田中英夫君） 河田事務局次長兼総務課長。

○事務局次長兼総務課長（河田政章君） 課税権は地方自体体が持つ大きな権限でありまして、機構における課税事務の共同化では、課税決定するまでの入力等の事務処理を効率的に行うものでありまして、課税権を侵害するものではございません。

また、共同化前の小規模市町村では、組織・人員の制約から、納税相談、徴収業務にマンパワーを割き難い状況でございました。しかしながら共同化によりまして、それまで課題でありましたそのような部分にも充実が図れるようになったと考えております。

税業務につきましては、公平・公正な執行が求められており、さらに納税者の利便性の向上、業務の効率化に寄与することが我々の使命であるというふうに考えております。それらを実現していくための有効な手段として、機構が担っている役割をきっちり果たしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（田中英夫君） 山崎恭一君。

○山崎恭一君 機構の御答弁の方にときどき思うんですが、「機構発足前の構成市町村で厳正・厳格な実施がされていなかったものも一部見受けられる」とか、「比較的規模の小さい自治体では納税相談などに十分対応できない」というのは失礼な表現だと、私は思っています。

私は、小さい自治体ですと、専門性という点ではいろいろ苦労はおありだと思いますが、総合的に町民、村民を見ていくという点では、大きな自治体よりも遥かに優れていると思っています。それぞれの自治体の特徴ですから、あまり徴税、差押専門機関だからというふうには言わないほうがいいなと思っています。

全国に、一部事務組合や広域連合、要するにこの機構のような組織ですね、設立された地方税の回収機構は今いくつありますか。性格別におっしゃってください。

○議長（田中英夫君） 河田事務局次長兼総務課長。

○事務局次長兼総務課長（河田政章君） 平成27年に総務省で実施されました「地方税の収納・徴収対策等に係る調査」のデータによりますと、広域連合が5団体、一部事務組合が20団体、任意組織が18団体、合計43団体でございます。

広域連合、一部事務組合では、都道府県及び市町村で構成されるものは3団体、市町村のみで構成されるものは22団体でございます。

また任意組織では、都道府県及び全市町村で構成されるものは8団体、都道府県及び一部市町村で構成されるものは10団体でございます。

○議長（田中英夫君） 山崎恭一君。

○山崎恭一君 全国に43団体があるけれども、都道府県等で全自治体が構成している、京都の場合は京都市が参加していませんので「全」とは言いかねますが、これは全国に三つしかない。そのうちの一つがこの京都の形態かと思えます。

この広域の徴税団体、43団体のうち、構成自治体の全ての滞納の回収をしている、こういう機構はいくつありますか。

○議長（田中英夫君） 河田事務局次長兼総務課長。

○事務局次長兼総務課長（河田政章君） 当機構のみでございます。

○議長（田中英夫君） 山崎恭一君。

○山崎恭一君 さらに43団体のうち、軽自動車税以外の課税業務、固定資産税や資産税などの課税業務を行っている回収機構はいくつありますか。

○議長（田中英夫君） 河田事務局次長兼総務課長。

○事務局次長兼総務課長（河田政章君） それにつきましても、当機構のみでございます。

○議長（田中英夫君） 山崎恭一君。

○山崎恭一君 この「当機構」が大変全国的に見ても特異な存在だということが明らかになっています。

政府がトップランナー方式などで強引な納付率向上を競わせる。こういうことで、全国でも徴税が過酷になる傾向が強まっていて、一つの市で何千件もの差押をやったという事例が起こって、大問題が起こっていますが、こうした時代であっても京都税地方機構のあり方が大変特異で、政府が目指しているトップランナー方式のモデルはこの京都の機構にあるのではないかと。過酷な徴税を全国で実証する。そのまさにトップを走っているということではないかと思えます。

もしそうだとすれば、この存在自体が全国の住民や納税者に何か悪影響を与えてしまう。こういうことにならないかと、私は危惧をしています。

特異な組織だということを単純に誇るのではなくて、なぜよそはしないのに京都だけやっているのか。どこに違いがあるのか。ここはしっかり点検をしていきたいというように思っています。

ちょっと先ほどの公売のことで実情を一言触れておきますと、インターネット公売をやっておられますので、私もときどき見るのですけれども、載っているものがすごいですね。

一つ例を挙げます。このヤフーの官公庁オークションです。「靴1足700円」、「おひつ一つ1,800円」。これは機構が差し押さえて持ってきたんですね。市町村はこんなこと、できませんよ。滞納のある人のところに行って、靴を差し押さえて持ってくる。おひつを持ってくる。

まあ、これはたぶんお家で使っているものというのではなくて、商品としてあるものかなと思うのですが、対象がこんなものも回収されています。

また不動産もかなり回収をされておまして、それを見ていると、かなり立派な、マンションのような大きな建物で、額が1,800万円。高台に位置する舟屋の伊根町の家、27万円。

なんか額を見ていて、何が起こったのか想像すると胸が痛むような思いがあります。これを厳格な税執行だというふうには、私はどうしても思えない。よく振り返ってみたいと思います。

公正な徴税というふうに言いますが、前回も、8月のときにちょっと申しあげたんですが、日本の今の徴税の実態を広く見たうえで、そこでこの京都地方税機構の存在が、こういうやり方が妥当なのか。長期の歴史的な試練に耐えて、後世評価を受けるような組織なのか。

「あのときは無茶したなあ」ということにならないのか。私は、長い視野で見る必要があると思っています。

ちょっと実例を申しあげますと、株式に対する課税ですが、欧米の先進国ではだいたい30から40%ですが、日本では20%しかありません。今一流企業の株式配当はすごいことになっ

ています。世界一の儲け頭と言われるトヨタ。2016年の年間配当金は1株当たり210円という多額です。

1株210円というのはすごい配当です。トヨタの年間の発行株式が32億株ですから、トヨタは配当金だけで6,720億円。配当金だけで、これだけ払っているんです。半分近くは外国人です。この人たちに対する課税は、わずか10%。

三井住友アセットマネジメントというところの調査によると、日本の配当金総額は2015年で10兆円を超えています。10兆4,000億円だそうです。これで配当税率を欧米並みの30%に近づけると1兆円の増収になります。これが日本の場合は、制度的に免除をされているわけです。

これ以外にも、さまざまな大企業の減税だとかいうことが行われていて、日本は極端なお金持ちや株配当で裕福になっている方には非常に優遇をされている国です。

ここで数万円の滞納で差押をすとか、ブーツ1足1,200円とか。こういう差押をやるのが、広い視野から見てどうなのか。こういう考えを絶えず持ちながら、税の執行をしていく。

全国ではそれをためらって、こういった機構をつくることはされていないけれども、京都だけはつくっている。後世歴史はこれをどう評価するか。私はこの点について、引き続き見ていきたい。私はこれによって、広く加盟自治体についても行政の歪みを生じる。こういうことにならないかというふうに思います。

こうした点を見ていただいて、全国の同種の団体とほぼ同じくらいの水準、特別悪質な案件とか、こういうものや、また共同徴収事業をやる。こういう普通の回収機構に改組をされてはどうかというふうに思いますが、いかがですか。

○議長（田中英夫君） 中西事務局長。

〔事務局長中西利信君登壇〕

○事務局長（中西利信君） 当機構でございますけれども、当機構は構成団体であります京都府並びに各市町村の議会で御賛同をいただき、議決をいただいて設立されましたものでありますので、御理解をお願いいたします。以上でございます。

○議長（田中英夫君） 山崎議員に申し上げます。質問時間が切れておりますので、御配慮をいただいてまとめていただきたいと思います。山崎恭一君。

○山崎恭一君 参加自治体の機関でも大いに論議をしていく必要があると、御答弁で示唆いただいたように思いますので、それはやっていきたいとします。

ただ、定期監査結報告書の中に、こういう表現がありますね。それを引用して終わりたいと思います。

「京都地方税機構は、府及び市町村からの派遣職員で構成される組織であるので、人事異動等に伴う事務の引継ぎを確実に行うとともに、所属長による確認、複数職員による点検等を徹底し、厳格な事務処理体制の確立を図られたい」。その前に数々の不備があったよと、最近改善されたけど、と書いてあるわけですが、これは何か対応する事態があったのかとお尋ねしたら、「それはない。一般論として書いてあるのだろう。」という事前の話でした。

私は、監査の方たちの普段の行動には大変敬意を表します。

○議長（田中英夫君） 山崎議員に申し上げます。もう時間が超過しておりますので。

○山崎恭一君 こういう監査の声について、しっかり胸に留めていただくことを要望して、質問を終わります。

○議長（田中英夫君） 次に、丹野直次君に発言を許します。丹野直次君。

〔丹野直次君登壇〕

○丹野直次君 私は向日市議会の丹野直次でございます。

質問に入ります前に、少し向日市のことについて述べておきたいと思っております。それは、平成30年度から始まる国民健康保険事業が京都府に広域化されることによって、この間、京都府のほうから「標準保険料」のテスト値が向日市の納付金として15億5,000万円という数値が示されております。

そこで現行の保険料の見込みとの開きが、約2億4,000万円となっております。向日市は3カ年で、約6%毎年値上げし、18%に及ぶ国保の値上げをするというふうになっております。

向日市は小さなまちですけれども、世帯数で申し上げますと8,710世帯が加入者で、約1万3,000人。約4人に1人が国民健康保険に入っているわけです。

今回、向日市としては平均2万円を超える、しかも値上げ幅が大きいところでは所得階層が500万円から600万円の部分で10万円を超えと言われております。

所得がゼロの人から50万円の世帯は、基礎控除後の所得階層では5,256円、つまり6割の方々がこの世帯になるわけでございますけれども、しかし国民健康保険料は所得に関係なく、公的負担ということで均等割あるいは平等割がかかっておるわけでございます。

本来、税金とは別物であるのではないかということで、向日市議会ではこれから議論をしていかなければならないと思っておるところでございますけれども、国保料と税とはやはり違うということを僕は訴えておきたいなと思うわけです。

税と料とは違っておりまして、国民健康保険料というのはやはり社会保障という部分であると思っております。だからこの間、調べてみますと、平成26年度におきましては約4万5,000、6,000世帯が滞納世帯と、この京都府内でなっておるわけです。

これがそのままずっと引き上がっていきますと、大変な事務量が増えるし、そんなことをやはり、やるということ自身がおかしいわけで、ましてや国保料というのは社会保険であるわけですから、差押というようなことはぜひ考慮されなければならないなというふうに思っております。

もう少し続けますと、実は年金生活者の方々からは、「年金がじわじわ減っているのに国保料が向日市で値上げは困る」といった心情を訴えられておりました。

滞納すれば国民健康保険証が短期証とか資格証になってしまうわけございまして、本当に安心して生活を送るうえで重大な問題にならないようにということで、私たち議会人としては当然、こういった点も考えていく必要があるのではないかというふうに思っております。

もう一つは、国民健康保険料が約15億5,000万円、京都府から義務化されるということで、払わなければならないわけですが、これに対して住民の団体からも「医療と国保の制

度をよくする向日市民の会」というのがあるのですけれども、5,636筆の署名を添えて、今議会に請願が提出されています。

そこで府内の26年度の収納率でありますけれども、京都府内におきましては国保料は93.75%、滞納繰越分で21.53%であります。向日市では平成7年度の決算におきまして収納率は95.0%、繰越分におきましては11.03%である。こういった数値から、今後かなりこの部分がうまくできる見込みもないことで、差押の状況になってくるということになると、大変な府民生活に影響が出るのではないかと。そのように思うわけです。

来年度のことですけれども、先に少し申し上げておきまして、今後滞納移管をしていいかどうか、一つ我々議員も考えていかなければならない。それぞれの構成市で考えていかなければならないということ、やはり共通の認識にしていかなければならない。そんな思いを最初に指摘させていただきたいと思っております。

それでは本題に入ります。今回、京都地方税機構の第2次広域計画変更において、「関係税の番号課税の事務を効率的に行い、課税客体の早期完全捕捉に努め云々」と、こういう議案が提示されております。

そこで、言いたいことは、法人番号の扱う内容が一体どうなっているのか、どのように今後なっていくのかということなんです。

まず、番号法は個人に対して個人番号の提供を強要する規定はありません。特定の個人番号を誰にどのように提供するか、あるいは提供しないかは自由であるということであって、これは記載がなくても不利益とはならないようになっているということであると思うのですが、まずその点について伺いたいと思っております。

○議長（田中英夫君） 中西事務局長。

〔事務局長中西利信君登壇〕

○事務局長（中西利信君） マイナンバーのご質問でございますが、私ども地方税機構は各構成団体からいろんな納税者をお預かりさせていただきまして、その名寄せに非常に苦労しております。

そのなかでマイナンバーが活用できれば、効率的に業務ができるというふうに考えております。以上でございます。

○議長（田中英夫君） 丹野直次君。

○丹野直次君 はい、ありがとうございます。まあ活用できればありがたい。それはそうだと思います。

でも憲法13条、これはさっき申しあげましたように、提供するもしないも自由であると。それを、つまり第三者がこれをみだり勝手に使用することはできない。これが番号法の精神であったと思うので、今後そのへんの管理のことも含めて、十分検討していかなければならないと思っております。

それから、事業者のほうから聞いておりますのは、マイナンバー、法人ナンバーは、さっきもちょっと事務所を見せていただきましたけれども、どのように管理されているのか。誰かが見られるようなことになっているのか、という危惧をするのですけれども、伺いますと、今はホームページでも、会社名を打ち込みますと番号が出てくるというようなことがあると

も言われております。

そのへんの法人に係る番号の管理はどのようにされているのですか。ちょっとお尋ねしときたいと思います。

○議長（田中英夫君） 小谷法人税務課長。

〔法人税務課長小谷幸君登壇〕

○法人税務課長（小谷幸君） いわゆるマイナンバー法に基づき、法人についても番号が付与され、商号、事務所の所在地、法人番号の基本3情報については一般に公表されているところでございます。原則として、民間でも自由に利用が可能となっております。

以上でございます。

○議長（田中英夫君） 丹野直次君。

○丹野直次君 まあ一般に供されるということですがけれども、以前の住基台帳と違うのは、結局ここなんですよね。前の住民基本台帳は、必ず役所の中で厳正に取扱がされておったわけです。

今回の番号法というのは、民から民、そして民から官へ戻ってくると、そういうフィードバック的な流れがつけられていっているんですよ。だから、ここでは確かにしっかりやられているし、そういうことかもしれないけれども、マイナンバー法はこれは民から民、そして縦、横、斜めと、ずいぶんと拡大されていっているのではないかということで、いつかはどこかで誰かが問題になるようなことを僕は危惧しているわけです。

それでは次に移りますと、地方税及び国民健康保険料の滞納事務としていうことで、この3号議案のところにも明文化されております。第3号議案の第3の1（3）、アからエまで事務の記述として書かれておりますけれども、特にウのところにおきまして「納税者利便性向上に向けた取扱」とありますけれども、果たしてマイナンバーが納税者の利便性向上につながるかどうか。

これは結局、危険と安全の裏腹の関係になっていくと思うのですけれども、特にこういう職場におきましては十分配慮されなければならないわけです。

今後、利活用がされていくと言われております。そこで私思いますのは、平成28年度、今所得税の確定申告がされております。私のところにも電話がありまして、これは個人のことですがけれども、「個人番号を記入してください」。こういうふうになるんですよね、税務署のほうは。

ここでは今話は別のところに飛んでいるんですけども、確定申告でなぜ番号がいるのかと。そういうことを強要するということが自身がおかしいんですけども、まあ今の状況で言いますと、個人番号カードの普及というのは、全国的にはやっと住基台帳の部分のデータに数で匹敵するところまで追いついたと。全国的には871万枚の個人番号カードが交付された。そして1,225万件が申請されるといっているわけですがけれども、やはり約1年経ちましたけれども番号カードの普及は悪い。

この理由は、利用範囲、本人確認の問題、あるいは安全管理上が挙げられると。これは僕が言っているんじゃないんです。政府のほうもこれを言っているわけです。これは同じだと思うのです。

何が問題かと言いますと、今高齢化社会になってきて、だいたい年間で30万件近く運転免許証が紛失、あるいは盗られたというのがあるんです。だから皆さん怖がって、マイナンバーのカードなんか取って、もし落としたら、顔写真はついているわ、みんな書いてあるわけだから、非常に怖がっているわけです。

そういう大事なマイナンバーを持ち歩くことはできないということで、今かなりブレーキがかかっているわけです。

私は普及せよと言っているわけではなくて、一つの事例ですけれども、向日市では個人番号カードの交付数が3,853件で、8.2%の普及率です。市の方はどうなったかという、先ほどの山崎議員の話になるんですけれども、初年度でだいたい向日市で2,700万円かかる。それから毎年1,000万円かかるという。向日市はお金がないということで、これはしばらく延期しますと。まあ、こういうふうになるんです。

そこで、今後マイナンバーの制度がどうなるのかということで、いろいろ調べてみました。これによると、政府の発表している、内閣府ですけれども、マイナンバー制度を導入後のロードマップというのがあります。これがホームページに出ています。きれいな色で書いてありますけれども。

要は、東京オリンピックの2020年度までに、悪くても6,000万枚の交付をするんだと。今より5倍のペースに上げて、1,200万枚を6,000万枚に増やして、東京オリンピックに間に合わせる。

こういうことになろうとしているんですけれども、その関係で見えてまいりますと、国民健康保険料、国民年金とか医療費控除の簡素化とか、税と社会保障をどうするかということが書いてあります。

同じホームページの中に出てくるんですけれども、自民党案のほうではマイナンバーカードをやっぴり東京オリンピックの競技会場の入場券として使えるようにするという予定表まであるんです。

そういうふうになってまいりますと、この京都地方税機構が今後どういうことを考えていくのか、誰が考えられるのか、それは市や町の、いわゆる構成団体からの要望があってという話のくくりになってくるかもしれませんけれども、そうではなくて、この京都府の税機構が一番最初に、ここにつっこんでいくんじゃないかなということを、僕はしなさいと言っているんじゃないですよ、そうになっていくのかなと、なってもらったら困るなという思いでちょっと質問させていただいておりますので、よろしく御答弁いただきたいと思います。

○議長（田中英夫君） 中西事務局長。

○事務局長（中西利信君） マイナンバーに係りますところの、マイナポータルの関係のご質問かなと思っておりますけれども、現在国において検討が進められておるということで、まだ私どものほうにも詳細は入ってきておりませんので、今の段階では何とも申し上げようがありません。以上でございます。

○議長（田中英夫君） 丹野直次君。

○丹野直次君 はい、ありがとうございます。たぶんこれからの検討ということになると思うんですけれども、それならばそういうことで、やはりしっかりとした調査もしなければな

らないということで、冒頭に申しあげましたように、国民健康保険料、向日市は保険料なんですけれども、そういった社会保障の大事な部分にそういうことがどんどんと拡大、あるいは拡充というのですか、そういうことがされていって、なんかしらん全部上から丸見えみたいな、そんな恐ろしい社会なんて嫌だなということをたくさんの人からお聞きしております。

ぜひそうならないように、社会保障と税金と一緒にくくり方というのはやっぱりおかしいなということを私は考えておりますので、今後よろしくお願ひしたいなと思います。以上です。

○議長（田中英夫君） 次に、小原明大君に発言を許します。小原明大君。

〔小原明大君登壇〕

○小原明大君 長岡京市選出の小原でございます。きょうは遠方からの方もいらっしゃいますので申しわけないですけれども、しばらくよろしくお願ひいたします。

この府庁旧議場は、見学させていただいたときには、この場で質問ができるとはまさか思っておりませんでしたので、大変うれしく、光栄に思っております。この威厳ある議場に恥ずかしくないやり取りができるように頑張っていきたいと思っております。

今回は、生活困窮者の生存権を守るという立場でお伺ひしたいと思っております。よく、悪質な滞納者とは区別すると、先ほども言われていましたけれども、「悪質な滞納者」とはどういう方でしょうか。まずお聞きいたします。

○議長（田中英夫君） 樋口業務課長。

〔業務課長樋口賢君登壇〕

○業務課長（樋口賢君） ご質問にお答えいたします。脱税によりまして滞納となっている者や、常習的で納税意思の見られない方、また自治体の税収に大きく影響を与えるような高額の滞納者などに使われているものと理解しております。

以上でございます。

○議長（田中英夫君） 小原明大君。

○小原明大君 わかりました。そして、納めたいけれど納められない、それと納めないという、そういう表現をされていたと思うのですけれども、納めないというふうには外形上は見えるけれども、例えば何かの依存症ですとか、家計の見通しを持つのが非常に苦手な方、家庭内に何か問題を抱えておられるとか、そういう専門的な支援が必要な方もけっこういらっしゃると思うのですけれども、そういう場合にはどのように対応されていますか。

○議長（田中英夫君） 樋口業務課長。

○業務課長（樋口賢君） 当機構の徴収業務につきましては、滞納整理を確実に行っていくというところでございます。その中で全ての滞納者の方につきましては、納付の状況でございますとか、納税折衝状況につきましては、システムに詳細を記録いたしまして、常に各構成団体と情報共有を図っているところでございます。以上でございます。

○議長（田中英夫君） 小原明大君。

○小原明大君 わかりました。前に質問させていただいたときに、この機構の仕事は回収をするというだけで、生活支援とかそういうような人の派遣は行われていない。そんなような答弁もありましたけれども、やっぱり丁寧な支援をお願ひしたいと思っております。

小田原市役所で、職員が「生活保護をなめるな」とこういうジャンパーをつくって問題になっていました。武蔵村山市では、公費で「滞納ストップ」と、こういうジャンパーをつくっているというふうに聞きまして、確かに滞納はいいことではありませんけれども、先ほど言われたように、納めたいけれども納められない、そういう人がいるなかで、「滞納ストップ」というジャンパーをみんなを着るといふ。それはやっぱり威圧したろうとか、そういう考え方がなければできないことだと思ふんです。

たとえばコンビニの店員が全員、「万引きは悪だ」というようなユニフォームを着ていたらおかしいと思います。やはり納税者、滞納されている方に対して一段低く見るような意識があるんじゃないかというふうにこのニュースを見て感じたのですけれども、この税機構では滞納者の方を人として一段低く見下げるような意識はないと思いますけれども、確認をさせていただきます。

○議長（田中英夫君） 樋口業務課長。

○業務課長（樋口賢君） はい、納税者の皆様の納税により、我々の生活というのが支えられております。そのような意識は全くございません。以上でございます。

○議長（田中英夫君） 小原明大君。

○小原明大君 はい、ありがとうございます。

前提の話はこれぐらいにして、具体的な話に移っていきたいと思うのですけれども、まず、先ほどもありましたが、猶予のことについてです。

先ほど、申請に基づく換価の猶予というのがゼロ件だというような御答弁がありましたけれども、たしかに猶予は納期限から6カ月以内に申請しなければならないと。これが条例で定まっていますので、ひょっとしたらなかなか対象者がいないのかなというふうにも感じたのです。

猶予の申請をしたけれども、6カ月を過ぎているのでできませんということで、要は事前に申請ができなかったと、こういうケースがあるのかなと思ったのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（田中英夫君） 樋口業務課長。

○業務課長（樋口賢君） 御質問のようなケースについては把握してございません。

○議長（田中英夫君） 小原明大君。

○小原明大君 わかりました。じゃあ6カ月以内にできないからというのはわからないと。言いに来られたけれども断った、というわけではないよというふうに理解をしました。ということは、やっぱり先ほどもあったように、なかなか制度が伝わっていないのかなというふうに感じました。

というのは、国税のデータでいいましたら、改正前の平成25年度と27年度を比べましたら、猶予の件数が8倍に増えていました。このうち半分くらいが申請に基づく猶予なんですけれども、職権による猶予も4倍近くに増えているということがありましたので、制度改正が行われて、そのことが伝わって、そして申請が増えることで、職権による猶予というのもそういう必要な方に対してはやはりやってきたというのが国税では示されていると思いますので、ぜひよく伝えていただきたいと思いますが、先ほど御答弁にありました、ここ3年で25件と

か20件とか、毎年そのぐらいの職権に基づく猶予ということでしたけれども、こちらに移管されてくる納税者は何万人という数ですよ。そのうちの20とか25というのは、いかにも少ないと思います。

猶予の制度は、2年間で完納すればいいというわけですがけれども、何万人も送られてきて、その中で2年以内に税を完納されて機構を卒業されると、そういった方はどれくらいいらっしゃるでしょうか。だいたい感覚でもいいですけれども。

○議長（田中英夫君） 樋口業務課長。

○業務課長（樋口賢君） 御質問は全体でのというかたちでございますか。

基本的には機構に移管された方につきましては、年度内での完納というのをお願いしております。もしくは先ほどのこういった換価の猶予であれば原則1年以内というかたちでの完納をお願いしております。

またそれに伴いまして新たに発生する税につきましては、滞納を出さないというかたちで方針を相談させていただいているということを加えまして、ちょっといま詳細な件数は把握しておりません。以上でございます。

○議長（田中英夫君） 小原明大君。

○小原明大君 いますぐに把握というのは難しいと思うのですけれども、少なくとも2年以内に納めきって卒業される方が20人とか25人ということはないと思うんです。

ですから、換価の猶予を申し出たら適用されるべき資格のある方というのは、もっといらっしゃると思いますので、先ほどこれ以上お知らせする必要はないというようなことをおっしゃいましたけれども、要は申請に基づくものでなくても、職権に基づく換価の猶予をしてくれということを納税者がお願いをしにいったら、申請と同じような効果だと思います。

というのは、猶予は徴収する側にとってもメリットのある制度なんじゃないかなと私は思っています。要はきちっと分割納付をしていけば、差押が禁止になって、その間の延滞金が9%から1.7とか0とかに下がる。それは納税者が得をするだけじゃなくて、2年以内に完納ができなかったらこの1.7に下がったものが9に戻るわけですから、要は納税者がきちっと分割納付を続けていく、そういうインセンティブ、動機づけにもなると思います。私は、職権による猶予というのはもっと積極的に活用したらいいんじゃないかと思うのですけれども、その点はいかがでしょうか。

○議長（田中英夫君） 樋口業務課長。

○業務課長（樋口賢君） 職権の換価猶予につきましても要件が数点ございます。滞納者の方が、納税についての誠実な意思を持っておられること、これ以外に、納付すべき徴収金について徴収猶予の適用を受けておられないといったこと、また先ほどおっしゃいましたように換価をしますと、明らかにその方の生活維持が困難になってくるという場合、基本的に額にもよりますが担保の提供ということも要件としてございます。

以上の要件に合致すれば、制度の適用というかたちで、各事務所でもこういった職権による換価猶予の適用を随時適正に行っているという状況でございます。以上でございます。

○議長（田中英夫君） 小原明大君。

○小原明大君 要件に当てはまるかというのをこちらから見ていくだけではなくて、ご本人

からも「自分は要件に当てはまると思うんやけど」ということが言っていけるように、ぜひお知らせはしていただきたいと思います。

それとあと、原則1年以内に完納するつもりで申し出てくださいますというのを先ほどおっしゃいましたけれども、国税庁の取扱要領を見ましたら、1年以内で納めきれない人でも猶予を適用して、それで2年目に繰り越す分の納付額は12カ月目の分納額にまとめて計上しろと、こういうことが国税庁の取扱要領にかかれています。

20万円の滞納があって、毎月1万円ずつしか払えないという場合なら、11カ月目までは1万円ずついって、12カ月目に9万円というのを計上して、次の年に繰り越してまた1万円ずつ頑張ってもらおうと、こういうことができるというのを国税庁はやっているみたいです。2年で払いきれるといふ、そういうことも考えてやっていただきたいと思います。

次に、延滞金についてお伺いをしたいのですが、延滞金が減額、あるいは免除になる場合の要件というのを教えてください。

○議長（田中英夫君） 樋口業務課長。

○業務課長（樋口賢君） 延滞金減免の要件でございますが、納期限までに税を納付いただけなかったことにつきましてやむを得ない事情がある場合を認めさせていただいております。

また延滞金免除につきましては、納税の猶予でございましたり、その猶予した期間につきまして延滞金を免除する場合と、また災害等によりまして納付期限自体が延長された場合、また納付委託などによりまして一定期間の延滞金を免除する制度というのがございます。以上でございます。

○議長（田中英夫君） 小原明大君。

○小原明大君 いまの「やむを得ない事由」というのは、どういう内容でしょうか。

○議長（田中英夫君） 樋口業務課長。

○業務課長（樋口賢君） やむを得ない事由でございますが、当機構の事務処理で定めております「滞納整理事務処理の運用指針」というところで、例えば納税者が失業した場合や、自営の業者さんが休業・廃業したとき、震災、風水害などの災害を受けられたとき、病気で高額の治療費がかかったとき、納税者さんが破産の開始決定を受けられたとき、納税者さんが生活保護を受けられることになられた場合などがございます。以上でございます。

○議長（田中英夫君） 小原明大君。

○小原明大君 その要件というものは、その方が所属しておられる自治体の定めに従ってやられるのでしょうか。定めのないところもあると思うんですけども、あるところではどうでしょうか。

○議長（田中英夫君） 樋口業務課長。

○業務課長（樋口賢君） この事由につきましては、当機構のほうで定めてございます。ですので、地方事務所のほうで内容を精査いたしまして、ただ最終的に延滞金の減免等につきましては、構成団体さんのほうで最終の決定を受けることというかたちになっております。以上でございます。

○議長（田中英夫君） 小原明大君。

○小原明大君 全国の自治体の状況を見てみたら、この延滞金の減免の要件を内部で持

っているのではなくて、規則とか要綱で定めて、市民の方から見える状態にされている。それに基づいて、減免申請はこの書類で出してくださいと、こういう書式を定めているところがあります。

この税機構でも先ほど要件を言っていただきましたので、それを公開もして、ご本人が申し出るための延滞金減免の申請の仕組みをつくることはできないでしょうか。

○議長（田中英夫君） 樋口業務課長。

○業務課長（樋口賢君） 延滞金の減免につきましては、申請主義の制度ではございません。各地方事務所のほうにおきまして、繰り返しになりますが、納めたいのに納められない理由を詳しくお聞かせいただいて、また調査などもさせていただいたうえで、納期内の納付者との公平性を考慮しながら誠実に対応させていただいているというところでございます。以上でございます。

○議長（田中英夫君） 小原明大君。

○小原明大君 申請主義じゃないと言われましたけれども、その書式を定めているところもありますので、これがあると要は事情の説明もその方からしたらしやすいと思いますので、ぜひ検討してください。

あと、市民の方で、長年、分割納付で頑張ってこられて、2年越しくらいでやっと本税を完納された方がいらっしゃるんですけども、延滞金がうん十万円なんです。納めてきた本税よりも延滞金のほうが高いんじゃないかと、こんな状態になっておられるんです。

利率といたしますか、9%とか、前は14.3%だったと思うんですけども、このマイナス金利の時代にサラ金かというような率だと思うんです。

先ほど、納めておられる方との公平性という御答弁もありまして、それはわからんことはないんですけども、でもその公平性を担保するためにサラ金みたいな金利まで取る必要はないんじゃないかと私は思うんです。

延滞金で稼ぐのが自治体の本分ではないと思いますので、本税を納めきったそのあとになるような方については、ある程度でも延滞金をこんな利率ではなく、公平性は担保しながらも、もう少しまともな率に減免するという事は考えられないでしょうか。

○議長（田中英夫君） 樋口業務課長。

○業務課長（樋口賢君） 先ほどの連合長の答弁にもございましたように、延滞金につきましては租税債権の納期内における適正な実現を担保しまして、併せて納期内に納付されました納税者さんとの均衡を図るというための制度として設けられておるものでございます。

当機構といたしましても、法に則りまして適正な徴収に努めていくということでございます。御理解ください。以上でございます。

○議長（田中英夫君） 小原明大君。

○小原明大君 御理解くださいと言われましたけれども、むかしは前納報奨金というのもありましたよね。なんか全体に厳しいほうに、厳しいほうにというようにいつていると思いますので、ぜひ考えてください。

次に、最低限度の生活を守ることについてなんですけれども、こちらの機構といえども最低限度の生活を脅かされるような状態にまで一気に滞納処分をすることはできないと

いうように思うんですが、生活保護の受給が開始された人なら、もう取立は執行停止になると理解してよろしいですか。

○議長（田中英夫君） 樋口業務課長。

○業務課長（樋口賢君） 滞納者さんの生活・事業の状況などの個別状況や、不動産、自動車等の資産保有状況の把握に努めまして、その方の個別状況を総合的に精査いたしまして、滞納処分の停止の可否を判断させていただいているというところでございます。以上でございます。

○議長（田中英夫君） 小原明大君。

○小原明大君 生活保護の受給が開始された人は執行停止になりますか。

○議長（田中英夫君） 樋口業務課長。

○業務課長（樋口賢君） 先ほど申しましたように、各個人さんの実情を把握しましたということで、全てが全て執行停止になるということではございません。以上でございます。

○議長（田中英夫君） 小原明大君。

○小原明大君 生活保護の受給が開始というのは、もう憲法25条に基いて最低限度の生活ができないというふうになっていると思うんですが、そこからでも取るということがあるんですか。

○議長（田中英夫君） 樋口業務課長。

○業務課長（樋口賢君） 実態といたしまして、本人さん名義の預金が発見されたとかいうのが調査の中でわかってくる場合がございます。

ということで、実情をしっかりと把握して、総合的に精査をさせていただくという回答でございます。以上でございます。

○議長（田中英夫君） 小原明大君。

○小原明大君 じゃあ、生活保護が開始されても、資産を調べて、あったら取るということですけども、例えば生活保護の中で子どもの進学のためにかけている学資保険の分が収入認定されて、それが裁判で「そんなもんまで取ったらあかん」というようなことがあったと思うんですけども、いまの御答弁だとそういうこともひょっとしたらあるのかなというふうに感じましたので、また誤解だったらそういうふうに言っていただきたいと思ひますし、ないことを期待したいと思ひます。

では、生活保護にはなっていないけれども、最低生活費、生活保護基準とはまた多少計算が違ふと思ひますので、そういう方もいらっしゃると思ひますけれども、そういう状況というのはどのように把握されるのでしょうか、もう資産状況というのはみんなわかるものですか。

○議長（田中英夫君） 樋口業務課長。

○業務課長（樋口賢君） 一応私どものほうにおきましては、そういう申し立て等の方に対して、まず御本人さんから実情のほうをお伺いをさせていただきます。また、各関係官公庁さんのほうにも調査をさせていただいております。

併せて国税なり、やはりそういったところについても、どういう状況であるかという官公署の調査を確認をさせていただいているというところでございます。以上でございます。

○議長（田中英夫君） 小原明大君。

○小原明大君 納税者の方は、要は最低生活費以下になったら執行停止になるということは知らされているんでしょう。

○議長（田中英夫君） 樋口業務課長。

○業務課長（樋口賢君） もちろん生活でございますとか、事業というのが困窮をされないとかたちといますか、困窮される場合については執行停止ということを行いますので、そういう観点から本人さんへの聞き取りも含めて調査をさせていただいております。以上でございます。

○議長（田中英夫君） 小原明大君。

○小原明大君 そういう姿勢でやることは大事なんですけれども、要は納税者の方々に、執行停止というものがあるんやということは知ってもらいたいし、言ってもらいたいと思います。

そして、機構として統一の書式はないというふうに伺ったんですけれども、債務承認書というのがあります。「私の納税額、滞納額は下記のとおりであること認めます。この金額を延滞金も含めて全額納税することを誓います。広域連合長様」というような、こういう文書ですけれども、機構としては時効になることを防ぐために必要な書類だと言われていすけれども、納税者としてはこれは恐ろしいものです。

この債務承認書で「全額払います」とこういうふうに誓約をするわけですけれども、そういう方でも最低生活費以下になれば執行停止になるんでしょうか。

○議長（田中英夫君） 樋口業務課長。

○業務課長（樋口賢君） その債務承認書につきましては、現在のいわゆる収入状況であったり、個々の納付計画というのを併せてお聞きをさせていただいていると思います。

またその状況が途中で大きく変わられたりということがございましたら、もちろんそういったことを再度精査をさせていただきまして、場合によっては執行停止という要件に該当する場合もあるかと思えます。以上でございます。

○議長（田中英夫君） 小原明大君。

○小原明大君 債務承認書に「全額払います」と、それにハンコをつく文書ですけれども、それを出してもちゃんと生活できない状況になったら執行停止というのはあるというふうに答弁いただいたと思いますので、違ったら言ってください。

債務承認書以外に、納税者の方から取っている承諾書とか、そういうものはありますか。

○議長（田中英夫君） 樋口業務課長。

○業務課長（樋口賢君） 納税者の収入状況でありますとか資産状況、そういった部分についてご自分、自ら御申告といますか、書いていただくというようなことは事務所で対応しております。以上でございます。

○議長（田中英夫君） 小原明大君。

○小原明大君 わかりました。

よその事例で、給与とか年金、これが最低生活費を残してでないとは差押してはならないというルールがありますけれども、全額取ってもいいですよと、そういう承諾させているよう

な例がよそであったそうですので、ちょっと伺いたいと思いました。

ないということですので、確認したいと思います。

最後に、第三者の立会について伺いたいと思うのですけれども、納税義務者が納付相談に行くというときに、例えば病気ですとか障害ですとか、そういう事情によっては本人さんが直接、税機構と対話することが難しいということはあると思うのですけれども、そういう場合、第三者がついてくる、あるいは代理の者が行かせてもらおうと、そういうことはありますか。

○議長（田中英夫君） 樋口業務課長。

○業務課長（樋口賢君） はい、納税折衝におきましては法律上権限のあります税理士のみが代理人となり得ます。

個人情報保護等の関係からも、一定の立場のある方に限られているというふうに御理解ください。以上でございます。

○議長（田中英夫君） 小原明大君。

○小原明大君 そうしたら本人が行けなったら家族が行くとか、そういうのもだめなんですか。

○議長（田中英夫君） 樋口業務課長。

○業務課長（樋口賢君） ご家族の方でありましても、個人情報という観点がございます。

ただ、例えば御納付の御相談ということで、相手さんのほうから、家族が代理で払うのでこれだけ払いたいというように、こちらのほうから情報は開示されないようなかたちでお話をさせていただくということがございます。以上でございます。

○議長（田中英夫君） 小原明大君。

○小原明大君 個人情報の保護とおっしゃいましたけれども、要は納税の通知が来て、その折衝をして、その話を聞いて帰って家で話をしたら一緒だと思います。それでは、要は御本人がどうしてもそういう話ができないというときに、全部税理士をとおしてというようなことでは、税理士さんだっただけではありませんのでね。それはちょっと実情に合わないんじゃないかと思いますので、やはり御本人が行けないというときに、この人だったらちょっと話をしてもらえると、そのようなときのために、例えば委任状のようなものですとか、そういう仕組みをつくってはいかがでしょうか。

○議長（田中英夫君） 中西事務局長。

○事務局長（中西利信君） 先ほど業務課長が申しましたように、納税折衝におきましては法律上権限がある税理士のみということになっております。私ども地方税法、それから地方公務員法、その法律でいわゆる守秘義務ということがございまして、それは納税者の合意があろうがなかろうが、この守秘義務は破れないということになっておりますので、そのところ、我々の職員を守るという立場で考えましたときに、どういう方法があるか。

議員のおっしゃったような、そういうケースの場合どうしたいかというお尋ねだと思いますけれども、現行そういうケースにつきましては、先ほども申しましたように、一緒にお話をしてもらっても、私どもはそれを聞いた対応を申し上げることは出来ませんが、一方的に聞かせてもらおうというようなことは可能かなと思うのですけれども、そこで終わってし

まうのですね。それ以降の話は第三者には出せないということですので、その場面で退席願いますということになるかと思います。

ですから国税さんなんかでも、同様に障害者、高齢の方についても税理士等をとおしてやっておられると思います。私どものほうも、先ほども申しましたように、法律上は税理士等が代理人になるということと、それから個人情報保護法の関係から同席される代理人は限られた方に限られるということをお理解を賜りたいと思います。

○議長（田中英夫君） 小原明大君。

○小原明大君 はい、そうしたら要は、答弁はもらえないけれども、行ったそばから人払いされるということではないというふうに理解をしました。

法律上というふうにおっしゃいますけれども、納税折衝というのか、納税しに行くのに他の人がついていたらいかんというの、ちょっとおかしいなというふうに思うんですけれども、要は現場ではそういうふうな四角四面な対応というのは非常に難しいと思いますので、原則としていまおっしゃったことも理解はしますけれども、納税者にとって不利になると思いますか、必要以上に不便なかたちにならないように対応を求めていると思います。

今回、以上で終わらせていただきます。

○議長（田中英夫君） 中西事務局長。

○事務局長（中西利信君） 先ほど私が申ししたのは、地方公務員法、それから地方税法で、同意の有無とは関係なくそれは認められないということが大原則でございますので、そのところをよろしくお願いいたします。

○議長（田中英夫君） 小原明大君。

○小原明大君 いま法で大原則とおっしゃいましたけれども、法がそういうことを直接明示しているわけではないと思いますので、その点は言うておきたいと思います。

以上で終わります。

○議長（田中英夫君） 中西事務局長。

○事務局長（中西利信君） 先ほど第三者の立会ですね、これについては地裁判決でも、同席はさせたらいかんということで判決が出ておりますことを申し添えます。

○議長（田中英夫君） 次に、光永敦彦君に発言を許します。光永敦彦君。

〔光永敦彦君登壇〕

○光永敦彦君 京都府議会選出の光永敦彦でございます。通告によりまして質問をさせていただきます。

貧困と格差が深刻な社会問題となっております、そのことが税の滞納というかたちで現れる場合もあることはいまでもありません。このため地方公共団体が憲法25条に基づき、一人ひとりの生活困窮者の実態に寄り添った支援を行うとともに、今日においては生活困窮の実態を把握するためのアウトリーチなど、積極的な取組みが求められると考えます。

また、関係機関との情報共有、あるいは連携、それによる対応、それらが極めて重要となっております。

こうした中、生活困窮者自立支援法が今年の4月から施行をされることになりました。この法律は生活保護法の改正と一体に、国会で短時間の審議で可決されたもので、その内容に

は生活保護を受けるべき人が支援事業に誘導されて保護から遠ざけられ、最低賃金が保障されない就労訓練事業により賃金相場を全体をして引き下げる等の重大な課題をはらんでおります。

しかし一方で、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなる恐れがある者を「生活困窮者」と法律で定義したとおり、貧困と格差の広がり深刻化、中でも経済的事情により生じている生活困窮者への具体的な対応が法に基づき地方公共団体には求められることとなっています。

そこで第一に、地方公共団体間の連携についての基本的な考え方について伺います。本法律で成立時の平成25年12月4日、衆議院厚生労働委員会の生活困窮者自立支援法案に対する付帯決議では、個々の生活困窮者の事情、状況等に合わせ、包括的、継続的に支えていく伴走型の個別的な支援のための体系を整備することと示されております。

もちろん同法は、都道府県の役割と責務、あるいは市町村の役割と責務等を示されていることは承知しておりますけれども、同法の主旨と特別地方公共団体である京都地方税機構として、この法の主旨を踏まえてどう対応するのか、まず基本的な立場についてお答えください。

また、新たに施行された法に基づいて、京都地方税機構として具体的に対応された内容について、先ほど答弁にもありましたシステムによる情報共有というだけでなく、共有のあり方や、体制の整備、そのための研修の実施状況等、お答えをいただきたいと思っております。

第二に市町村との連携についてであります。この間、京都地方税機構では滞納者の人が真に払えない人になるかどうかを見極め、納付について緩和措置などでいねいに対応してきたと、先ほども言われましたし、これまでも何度となく説明をされておられました。

本法律に係る通達が厚生労働省から多数出されておまして、私もそれを読ませていただきましたが、そのうち平成28年5月18日の厚生労働省による都道府県への通達に、「生活困窮者自立支援制度の国民健康保険制度及び後期高齢者医療制度との連携について」というものがございます。

その中には、「国民健康保険及び後期高齢者医療の担当者には、保険料、税の納付相談する者と、経済的に困窮している者が訪れることもあると考えられるので、日ごろより互いの施策の理解を深め、情報交換を行うこと等により、同制度の周知が図られるよう、連携のための関係構築に努めていただきたい。」とされております。

これは市町村内での部局ごとの連携を述べたものの一つの例と言えらると思いますが、市町村内のみならず、関係機関との連携の重要性を説明した通達は、他にもたくさんございます。

そこで私は、厚生労働省の担当部局にお聞きをしてまいりました。そうすると特別地方公共団体も当然この法に基づき、通達を踏まえて関係機関等との連携を図ることが求められるというふうに説明を聞きました。

そこで昨年実施していただいた業務執行状況等説明会で配布された資料に基づきますと、昨年9月30日時点での年度中移管の合計は22万457期となっています。そのうち例えば国民健康保険税（料）は2万5,813期となっておりますけれども、国民健康保険は医療保険セーフティネットであるため、本法律が施行されて以降、国民健康保険を所管する市町村に経済的に

困難な滞納移管者をつなぎ、地方税機構から市町村に状況を報告し、対応をお願いする事例が具体的にあるのでしょうか。あるのならば、その人数をお知らせください。

さらに本法律施行以前との比較はどうでしょうか。お答えください。

そして具体的に述べられた範囲内で、特徴的な事例をお答えいただきたいと思います。

第三に、本法律に基づき、滞納移管者が窓口で相談に来られた場合、就労が必要と想定される際に、その支援策の一つとして本法律に基づき、公共職業安定所・ハローワークとの連携がされたことがあるのか。その実例があるのならお答えいただきたいと思います。

また、連携のあり方についても、法律に基づき新たに具体的に公共課題というものがあるのなら、そのことについてもお答えいただきたいと思います。

○議長（田中英夫君） 中西事務局長。

〔事務局長中西利信君登壇〕

○事務局長（中西利信君） お尋ねの生活困窮者自立支援制度施行に伴う地方自治体との連携についてでございますが、本制度は生活困窮者自立支援法に基づき、生活保護に至る前の段階にある生活困窮者に対する自立支援策として、「居住確保」、「就労」などを包括的に支援される制度として、平成27年4月から福祉事務所設置自治体で取り組まれているものでございます。

税業務を共同で行う目的をもって設立されました当機構のような広域連合は、対象外となっております。

当機構において行う事務は機構で定められ、また広域計画の中でこの事業に関連して、機構及び構成団体が行う事務を定めているところでございます。

その中で、当機構の行う徴収業務は、地方税法に基づき構成団体が賦課した地方税及び国民健康保険法に基づき市町村が保険者として賦課した国民健康保険料に係る滞納事案のうち、構成団体が移管の手続きを行った事案について、滞納整理を効果的・効率的に行うこととしております。

なお、構成団体からの派遣職員数についても、移管滞納案件の業務量に応じた人数を派遣いただいているところでございます。

先ほどの連合長の答弁にもございましたように、当機構の徴収業務におきましては、納税者の実態を的確に把握し、納められる方と納めたくても納められない方を見極め、公平・公正な対応を行って、納めたくても納められない方につきましては、滞納処分の執行停止を含めた納税の緩和措置を講じているところであります。

いわゆる生活困窮者の方につきましても、一人ひとりの実情をしっかりと把握し、適切な滞納整理を行ってきているところでございます。

地方自治体との連携についてであります。機構と各構成団体には情報共有のために端末を設置し、共同徴収支援システムにおいて納税者ごとの納付状況や折衝記録などをお互いが入力し、瞬時に閲覧できるようになっておりますので、生活実態や収入状況は構成団体側でも把握していただいているところでございます。

特に生活困窮者に対する執行停止の状況は、各構成団体側でも日々確認ができることを各地方事務所長を通しまして周知しております。

また、各構成団体が作成される生活困窮者向けのリーフレットなどは依頼があれば各地方事務所で配架し、必要に応じまして納税者の皆さまへ提供させていただいているところでございます。

納税者の情報につきまして、構成団体での活用状況についてお尋ねがあったのですけれども、現在までのところ活用状況については承知しておりません。また機構から直接ハローワーク等への連携もしておりません。

いずれにいたしましても一人ひとりの納税者の方の実態をしっかりと把握して、適切な滞納整理を行ってまいり所存でございます。以上でございます。

○議長（田中英夫君） 光永敦彦君。

○光永敦彦君 再質問させていただきたいと思います。確かにこの生活困窮者自立支援法は、事業としては市町村等が行うと。そして都道府県なども一定、連携してやっていくということが主なものでありますから、そういう意味では事業目的が直接、地方税機構に存在していないというふうな判断があり得るのもわからんでもありません。

しかし、そのことをもって法が定めている生活困窮者への対応をするために連携をしっかりとっていくということは当然課せられたものでありますから、先ほどの答弁の中で例えば公共職業安定所との連携はありませんというふうにおっしゃいましたけれども、これは法施行前ならまだわかるのですけれども、法施行以降であればそういう連携をとらなきゃいけないんじゃないでしょうか。

それがなぜやられていないのか。例えばハローワークでいえばそういうことを思います。

それともう1点は、滞納処分を執行停止になった方が地方税機構におられた場合に、その方の情報は確かに支援システムで瞬時に市町村も見られるかと思うのですけれども、執行停止にするということはそれだけ経済的に深刻な影響を抱えておられる可能性がある。その場合に、それに基づいて独自に地方税機構が判断したということがあれば、本法律に基づいた、例えば具体的な就労支援策、就労支援策がいいのかどうかという問題はあってもいいかもしれませんが、少なくともこの法律に基づいた対応をする。これは情報が共有されただけではなくて、やはり積極的につないでいくというのがこの法律の施行の精神だと思うのですね。

そういう意味では、その点についての考え方と、そして同時に具体的に執行停止となった方がいろんな事業につながっていつているのかどうかについて、税機構としてつないだ数や、あるいはその結果どうなったのかについて具体的に数などはつかんでおられるのでしょうか。あるいは実態などは掌握されているのでしょうか。いかがですか。

○議長（田中英夫君） 中西事務局長。

○事務局長（中西利信君） 私どもは、冒頭申しあげましたように、実施主体ではないということで、個々の構成団体といわゆる滞納整理の業務をいただいておりますので、構成団体のほうにその情報を連携してお返しすると。その情報を活用されて、それぞれの構成団体のほうで自立支援というものは行われるというふうに理解しております。

それから執行停止のほうの情報なんですけど、日々情報を更新しておりますので、各市町村においては、例えば我々からしますと「情報を出しているから見てくださいよ」と。市町村毎の抽出方法をお伝えして、特定の執行停止の人であれば、反対にそんなにたくさん見なく

でも見られますので、こういう活用する方法もありますよということをお知らせして、少しでも構成団体の税の課長さん方に我々の情報が活用してもらえないかということで、情報提供をしたということでございますので、御理解をいただきたいなというふうに思います。

冒頭申しましたように、元の構成団体のほうに情報を提供して、その税の主管課と実際の中でこの方がハローワークにつながりかどうか。国の通知なんかでも、本人の情報の提供には本人の合意を取れとなっておりますので、そこらあたりやっぱり元の構成団体のほうで、そのあたりをきちっと確認をしていただいて、活用していただくのが筋かなというふうに思っております。以上でございます。

○議長（田中英夫君） 光永敦彦君。

○光永敦彦君 基本的に、具体的な対応は既に情報共有システムでやられているから、あとはそれぞれの構成団体でやってくださいということで、はたしていいのか。この法律の根拠は経済的な困窮者が生活保護とくらべても深刻な事態の中で新たな制度をつくってきたということ。そこに鑑みれば、なんらかの対応をしなければいけない。

少なくとも、再度お聞きしますけれども、研修だとか、法に基づく対応の仕方について点検し直したり、そういう事実はあるんでしょうか、ないんでしょうか。

○議長（田中英夫君） 中西事務局長。

○事務局長（中西利信君） 研修等については、計画も実際もしておりません。

○議長（田中英夫君） 光永敦彦君。

○光永敦彦君 そこが問題ではないかなと思うんですよね。やはり地方税機構の役割は、繰り返し言われているとおりの役割しかないから徴収業務をやればいいと。そこまでいいねいに対応していればいいということをおっしゃいますけれども、実際新しい法律ができて、法の主旨に基いて施行されていて、具体の事業も市町村等で始まっているときに、地方税機構だけそのことについて職員研修もされていないで、「今ある情報で十分なんです。あとは構成団体で判断してもらったらいい」というのは、これは法の主旨とはだいぶ違うのではないかなと思います。

少なくとも、パンフを配るというのは当たり前の話だと思うんですけれども、研修をしたり、来られた方に意識的に「こういう法律があるので、これについて積極的に構成団体、市町村さんと連携してやってください。私からも連絡しておきますから」と、それぐらいのことがあってもいいんじゃないかなと思うんです。

といいますのは、滋賀県の野洲市は暮らし支え合い条例というのができておまして、皆さんご存知だと思うんですけれども、これは部局や団体を越えた、連携した取組をやろうじゃないかと。それには生活困窮者対策の一面としても、全国的にも取り上げる非常に条例の一つというふうに、私は認識しておるんです。

その中にはやはり、連携を強化して、部局を超えて、あるいは団体間を超えて、その人の暮らしを支えるんだという自治体本来のあり方が込められた、具体的な施策が盛り込まれているかと思うのですね。

そういうふうに考えれば、役割が違うというのはわかった上ででも、特別地方公共団体であるのであれば、そういう先進例や、あるいは法の精神に基づいた具体的な対応を、できる

ことは限られているかもしれませんが、しかしそこは全力を上げてやるというのが自治体を預かる皆さんの仕事だというふうに改めて思います。私もその地方税機構議員の1人として、そういうことを強く求めて質問とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（田中英夫君） 以上で、一般質問を終結いたします。

○議長（田中英夫君） 次に、日程第8「第1号議案から第4号議案まで」の4件を一括議題といたします。

○議長（田中英夫君） これより議案4件に対する質疑に入りますが、通告がありませんので、質疑を終結いたします。

○議長（田中英夫君） 次に、討論に入ります。

通告がありますので、まず、山崎恭一君に発言を許します。

山崎恭一君。

〔山崎恭一君登壇〕

○山崎恭一君 第1号議案「平成29年度京都地方税機構一般会計予算」、第3号議案「京都地方税機構第2次広域計画変更の件」、第4号議案「京都地方税機構職員定数条例等の一部改正の件」に対する反対討論を行います。

反対理由の第一は、本体自治体は住民や事業者において滞納などが発生すれば、生活支援など必要な支援策も検討し、住民の暮らしを支えることと一体で納付の義務を果たさせるよう、総合行政としての機能の発揮が求められています。

ところが京都地方税機構は構成自治体から送られた膨大な滞納額をどれだけ徴収するかということに特化された組織であり、総合行政としての機能を果たそうとはしていないからです。先ほどの一般質問の中でも、生活困窮者自立支援法に基づく福祉行政や労働行政との連携も行われてはいません。

第二は、徴税に特化した業務の企画が差押だということです。1件当たり平均8万円と、比較的少額の滞納を差押等に頼って徴収する。本来は納税者の実情を具体的に把握し、事情に合った多様な対応が求められるのに、税務徴収業務の経験年数1年から2年という、各自治体から派遣された職員に大量の滞納を担当させ、収納率の更新を至上目標とする体質ではそうした対応はできず、納税者からの悲鳴や苦情が後を絶ちません。

また行政事務における初歩的なミスを何件も起こすなど、自治体としての力量不足も顕在化しています。

こうした状況で強引な徴税を大量に行うことは、構成自治体の自治体としての本来あるべき姿も衰退させることにもなりかねません。

第三は、課税業務を実質的に機構が行うことは、市町村の課税自主権が侵害されることになるからです。このことは、事務の効率性とか納税者の利便性という問題ではありません。

報告の中でも、軽自動車税の申告受付の変更で利便性というところに、二つのフロアだったものが一つのフロアになったから便利になったとか、待合室が広がって便利になった。

非常に些細なことが利便性として挙げられているだけですが、こうした問題ではなくて、自治体の本質にかかわる問題と、このささやかな利便性とを天秤にかけようという発想そのものがおかしなことだと思います。

軽自動車税の申告受付業務を機構へという広域計画の変更も、そのための機構の体制拡張もすべきことではないと思います。

第四は、マイナンバー制度は運用が始まったばかりですが、先ほどの質問でもありますように、2016年度の上半期だけでも全国で66件の情報漏えい事件が起こっています。この1月27日には、静岡県湖西市で税事務に関わって約2千件の個人情報流出するという最大の事故が起こっています。

税機構でも、こうした危険がありますし、その対策のために大きな事務量と費用が発生いたします。効率性の点からも問題があり、住民の個人情報保護の点では漏洩の危険性を増大させることにもなりかねません。

第五は、来年度から影響が発生するトップランナー方式は、自治体に徴収率を競わせることで差押の乱発や過酷な徴税となると問題が指摘をされています。京都地方税機構はその危惧を先取りし、まさしく過酷な徴税機関としてトップランナーというべき存在である。トップランナー方式のもとでは、京都地方税機構の業務スタイルが全国に悪影響を与えかねない。

こうした点を指摘をして、反対討論いたします。

○議長（田中英夫君） 次に、小泉満君に発言を許します。

小泉満君。

[小泉満君登壇]

○小泉満君 大山崎町議会選出の小泉満でございます。

議題となっております議案4件全てに対しまして、賛成の立場で討論させていただきます。

私は、昨年11月より税機構議員に就任させていただきました。当税機構は、京都府及び京都市を除く府内25市町村の税業務の共同化を通じて、納税者の利便性の向上、業務の効率化を図るとともに、公平・公正な税業務を推進するために設立をされ、今年で8年目を迎えることとなります。

税機構では平成22年から、徴収業務の共同化を本格的に開始され、続いて平成24年度からは法人関係税課税事務の共同化、昨年からは軽自動車税の申告書等データ化業務を開始され、この4月からは自動車関係税受付事務の共同化を開始される予定であり、着実に共同化を推進されております。

この間、徴収業務の共同化により、順調に滞納整理は進み、税機構設立以後、京都市を除く府内市町村の徴収率も過去最高を達成していると聞いております。税機構設立時には、業務の共同化による徴収力の向上や、徴収コストの削減等がスケールメリットとして期待されておりましたが、機構の収納率が年々増加していることや、移管額における滞納繰越額が年々減少していること等からも、構成団体の財源確保に着実に貢献しているものと考えられます。

さて、今回の提出議案であります、第1号及び第2号の「予算議案」は、機構の業務運営に必要な人件費と事務経費等が計上されているものであります。税の徴収を業務とする税

機構として、運営に際しては常に効果的・効率的な執行に努めていただきたいと要望いたします。

次に、第3号議案の「第2次広域計画の変更」、第4号議案「京都地方税機構職員定数条例等の一部改正」は、自動車関係税受付事務の共同化の開始に伴い、所要の変更及び一部改正をするものであります。

地方創生に向けてさまざまな行政課題に対応するためには、財政健全化の多額の財源をどう確保していくか、何より安定した税収の確保が各構成団体の行政運営の安定や、国民生活の安定につながるものと考えます。

そのためには、共同化による業務の効率化や、公平・公正な税業務の一層の推進を図ることが必要であり、今後も税機構にはその役割に大きな期待を寄せているところです。

従って、これら全ての議案に対して適切であると判断し、賛成といたします。

結びに当たり、一言申しあげます。

税機構への派遣職員におかれましては、設立当時に比べて年々税業務の経験がない方も増えていっていると聞き及んでおります。税業務は特にマンパワーに寄るところが非常に大きく、税機構派遣職員の人材育成は大変重要な課題であると考えます。税機構としても、今後とも人材育成にしっかり取り組んでいただき、また当税機構で培ったノウハウを各構成団体に戻られても十分に活かしていただくようお願いをいたしまして、賛成討論とさせていただきます。

○議長（田中英夫君） 以上で討論を終結いたします。

○議長（田中英夫君） これより、議案4件について採決に入ります。

採決は1件ずつ、4回に分けて挙手により行います。

まず、第1号議案「平成29年度京都地方税機構一般会計予算」の採決を行います。

本案を原案どおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○議長（田中英夫君） 挙手多数であります。よって、第1号議案は原案どおり可決されました。

次に、第2号議案「平成28年度京都地方税機構一般会計補正予算（第1号）」の採決を行います。

本案を原案どおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（田中英夫君） 挙手全員であります。よって、第2号議案は原案どおり可決されました。

次に、第3号議案「京都地方税機構第2次広域計画変更の件」の採決を行います。

本案を原案どおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○議長（田中英夫君） 挙手多数であります。よって、第3号議案は原案どおり可決されました。

次に、第4号議案「京都地方税機構職員定数条例等の一部改正の件」の採決を行います。
本案を原案どおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○議長（田中英夫君） 挙手多数であります。よって、第4号議案は原案どおり可決されました。

以上で、今期定例会に付議されました事件は全て議了いたしました。

これをもって本日の会議を閉じ、平成29年2月京都地方税機構議会定例会を閉会いたします。

午後4時23分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

京都地方税機構議会議長 田中英夫

会議録署名議員 光永敦彦

同 小原明大